平成 29 年度（2017 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公　　法

C 日程入試

（注意）
１．問題冊子（表紙を含む）は５枚です。
２．問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
３．問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
４．解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
５．問題１と問題２の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 29 年度（2017 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公　　法

※　問題１と問題２の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題１

以下の文章は、最大判平成２７年１２月１６日民集６９巻８号２４２７頁からの抜粋である。これを読んで、あとの【問い】に答えなさい。

「本件規定（＊註：民法７３３条１項）は，女性についてのみ前婚の解消又は取消しの日から６箇月の再婚禁止期間を定めており，これによって，再婚をする際の要件に関し男性と女性とを区別しているから，このような区別をすることが事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものと認められない場合には，本件規定は憲法１４条１項に違反することになると解するのが相当である。

ところで、婚姻及び家族に関する事項は，国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ，それぞれの時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据えた総合的な判断を行うことによって定められるべきものである。したがって，その内容の詳細については，憲法が一義的に定めるのではなく，法律によってこれを具体化することがふさわしいものと考えられる。憲法２４条２項は，このような観点から，婚姻及び家族に関する事項について，具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに，その立法に当たっては，個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請，指針を示すことによって，その裁量の限界を画したものといえる。また，同条１項は，『婚姻は，両性の合意のみに基いて成立し，夫婦が同等の権利を有することを基本として，相互の協力により，維持されなければならない。』と規定しており，婚姻をするかどうか，いつ誰と婚姻をするかについては，当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものと解される。婚姻は，これにより，配偶者の相続権（民法８９０条）や夫婦間の子が嫡出子となること（同法７７２条１項等）などの重要な法律上の効果が与えられるものとされているほか，近年家族等に関する国民の意識の多様化が指摘されつつも，国民の中にはなお法律婚を尊重する意識が幅広く浸透していると考えられることをも併せ考慮すると，上記のような婚姻をするについての自由は，憲法２４条１項の規定の趣旨に照らし，十分尊重に値するものと解することができる。

そうすると，婚姻制度に関わる立法として，婚姻に対する直接的な制約を課すことが内容となっている本件規定については，その合理的な根拠の有無について以上のような事柄の性質を十分考慮に入れた上で検討をすることが必要である。」

【問い】

６箇月（１８０日）の再婚禁止期間を設ける民法７３３条１項の規定が憲法１４条１項、２４条２項に違反しないか、について論じなさい。

問題２

つぎの事例を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

Ａは、Ｂ市内の土地（以下「本件敷地」）に、競輪の場外車券場（以下「本件施設」）を設置しようとして、経済産業大臣から、自転車競技法５条１項の許可（以下「本件許可」）を受けた。本件施設は、Ａから競輪施行者であるＣ市に賃貸され、Ｃ市が運営等を行う。本件施設は年間３４０日の営業が予定されており、その収容予定人員は約１７００人、１日当たりの予想来場者数も約１７００人と見込まれている。施設の性格上、来場者は人気のあるレースに一時的に集中し、またレース終了時には短時間のうちに大勢の来場者が出てくることが予想される。

本件敷地は、最寄駅のＤ駅からまっすぐ南下する道を８００メートル進んだ場所にあり、周囲には商店や飲食店が立ち並んでいる。また、本件施設には来客用の駐車設備は用意されておらず、周辺にはコインパーキングが点在しており、なかには比較的大規模なものもある。

Ｘ１は本件敷地から西に約１５０メートル離れた地点において私立の高等学校を経営している者である。また、Ｘ２は、本件敷地から南に８０メートル離れた地点に居住している者である。Ｘ１、Ｘ２は本件施設の設置により、交通、風紀、教育などの点において生活環境が悪化することを懸念して、本件許可の取消訴訟を提起した。

【問い】

Ｘ１およびＸ２の原告適格について論じなさい。

〔資料〕

○ 自転車競技法（昭和２３年８月１日法律第２０９号）

（競輪の施行）

第１条　都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

２～４　（略）

５　第１項に掲げる者（以下「競輪施行者」という。）以外の者は、勝者投票券（以下「車券」という。）その他これに類似するものを発売して、自転車競走を行つてはならない。

（場外車券売場）

第５条　車券の発売等の用に供する施設を競輪場外に設置しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。当該許可を受けて設置された施設を移転しようとするときも、同様とする。

２　経済産業大臣は、前項の許可の申請があつたときは、申請に係る施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める基準に適合する場合に限り、その許可をすることができる。

３　競輪場外における車券の発売等は、第１項の許可を受けて設置され又は移転された施設（以下「場外車券売場」という。）でしなければならない。

４　（略）

○ 自転車競技法施行規則（平成１４年９月１３日経済産業省令第９７号）

（場外車券発売施設の設置等の許可の申請）

第１４条　法第５条第１項の規定により、競輪場外における車券の発売等の用に供する施設（以下「場外車券発売施設」という。）の設置又は移転の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。（以下略）

２　前項の許可申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一　場外車券発売施設付近の見取図（敷地の周辺から千メートル以内の地域にある学校その他の文教施設及び病院その他の医療施設の位置並びに名称を記載した一万分の一以上の縮尺による図面）

二　場外車券発売施設を中心とする交通の状況図

三　場外車券発売施設の配置図（千分の一以上の縮尺による図面）

３　（略）

（許可の基準）

第１５条　法第５条第２項の経済産業省令で定める基準（……）は、次のとおりとする。

一　位置は、文教上又は保健衛生上著しい支障を来すおそれがない場所であること。

二　施設は、入場者数及び必要な設備に応じた適当な広さであること。

三　車券の発売等の公正かつ円滑な実施に必要な次の施設を有すること。

イ　車券の発売等の用に供する施設

ロ　入場者の用に供する施設

ハ　その他管理運営に必要な施設

四　前号に掲げる施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置は、入場者の利便及び車券の発売等の公正な運営のため適切なものであり、かつ、周辺環境と調和したものであって、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものであること。

２　（略）